

【ex libris】ローマ商事法研究の展開

佐々木健

1. イタリアで版を重ねるローマ商事法教科書、Pietro Cerami, Andrea Di Porto, Aldo Petrucci, *Diritto commerciale romano : profilo storico*, 2004 (第 3 版 2010 年) は、Feliciano Serrao, *Diritto privato, economia e società nella storia di Roma*, 1984 を遠景に、その門下の弟子達が編んだものである。A. Di Porto, *Impresa collettiva e schiavo 'manager' in Roma antica*, 1983 が有限責任の淵源的発想を描くのに対し、A. Petrucci, *Organizzazione ed esercizio delle attività economiche nell'esperienza giuridica romana: I dati delle fonti e le più recenti vendite dei moderni*, 2021 は、組織としての銀行に注目する。同分野は Jean Andreau, *Vie financière dans le monde romain*, 1987; Idem, *Banking and Business in the Roman World*, 1999 など経済史の進展、考古学や都市史との協働も相俟って深化を続ける。近年は Giuseppe Dari-Mattiacci, Dennis P. Kehoe (eds.), *Roman Law and Economics*, 2 vols., 2020 の登場により、法と経済学の知見が古代法研究にも反映されつつある。

本稿では、こうした状況に棹差す下記 2 篇を簡単に紹介する。

[1] Peter Candy, Emilia Mataix Ferrándiz (eds.), *Roman Law and Maritime Commerce*, 2022;

[2] P. Candy, *Ancient Maritime Loan Contracts*, 2025.

それぞれ Edinburgh と Michigan の大学出版から刊行されており、編者・著者の Candy 博士は、現在、Cambridge 大学の教員である。

2. [1]は、Anna Tarwacka, Gianfranco Purpura, Éva Jakab, Roberto Fiori といった著名なローマ法学者も寄稿した論集である。同書は、2024 年度前期、大阪大学の西洋（古代）史演習として学部・修士課程合同科目の教材に指定し、受講者と共に講読し議論した。以下は、

彼らの読解を基礎とする。明記して宥恕を願いつつ、昼食を挟んで延長された議論・対話の成果でもあり、感謝する。

本書は、序章たる第 1 章で説明される通り、各執筆者が専攻する研究の標準的方法論に従い、文献学、考古学、碑文学、パピルス学などの観点から、ローマ法のみならず、社会経済史的にも、書名にある海上交易に多角的に接近する。

第 2 章 (G. Cifani) では、考古学的資料を分析し、文学的史料からも前 6 世紀には地中海交易が行われ、古代ローマはすでに海洋文化を発展させていたとされる。交易主体が専門貿易商にも拡大すると共に、諸ポリスの条約に依拠して大規模な穀物供給が実現した。そのため、関税などが徴収されるに至った、と指摘される。

第 3 章 (P. Campbell) は、航路決定の「偶発性」ないし状況依存・不確実性を論じる。海洋環境変化に対応すべく、意図的に座礁させ利益を確保する例が分析され、法文史料に見える制度的背景との対応関係も解明されている。

第 4 章 (A. Tarwacka) では、海賊行為と拿捕された人員の地位が分析される。奴隷として売却され、又は身代金で解放されることで、保護者権や帰国権が問題として当時から議論されていた。自由身分と裁判、身代金の法的性質(純然たる契約債務)などの論点を扱う。

第 5 章 (A. Marzano) では、ローマ時代の海運業における個人的・社会的ネットワークの重要性を碑文を証拠に実証する。組合を通じて金融・信用が供与され、遠隔の属州にも様々な産品が輸送された。伝統的顕彰や政務官も動員し地中海に拡散した商業的提携を描く。

第 6 章 (E. Mataix Ferrándiz) では、ドレッセル 20 と呼ばれるアンフォラ(甕)に刻まれた文字や、様々な関連碑文を分析し、食糧

供給 *annona* と傭船・請負の関係が描かれる。財務当局が関与することで公的に責任の所在を明らかにし、これにより投資や信用が担保され促進されたと見るのは、説得的である。

第7章 (G. Purpura) は、商業活動、特に大量輸送に関しては文書が不可欠の役割を果たしたことを詳細に論じる。複数の寄港地で複雑な配送が行われたことを実証し、D. 19.2.31 の分析から商人の負うリスクを区分すると同時に、引受責任 *receptum* 制度を通じた商品管理とサンプル販売の実例も検討する。章名の通り、混載船による輸送の実相を法的にも解明している。

第8章 (É. Jakab) は、スルピキウス家文書を分析して、海運商業の資金調達と、倉庫・担保や金融との関係を検証する。プテオリを支点に、D. 45.1.122.1、エジプトやギリシアでの事例も考慮して、賃貸借と融資との結びつきを指摘する。所有権思考を離れ、公証実務や抵当物の実効的支配を描く。

第9章 (P. Candy) も、同文書群から *TPSulp.* 78 の新たな解釈を提示すべく、オクシュリンコスのパピルス文書と対照し検討する。海上輸送への貸付に関し、記載額が輸送料金か利息か、両者は相殺(減額)できるか、といった論点を史料から実証する。実相に迫るには、奴隷など船員の実務・実態に関する証拠が不足するのは史料残存状況からやむを得ないとして、実はこの点は下記で紹介する同氏の単著[2]で詳論されることになる。但しパピルスから判明するエジプトの実務をナポリ湾の銀行家文書に関する分析で流用可能か、との難点は残り、現に単著[2]では巧みに回避されているとも言える。

第10章 (E. Fiori) は、「賃約」が(三区分別れず)同一視されたことを重視し、リスク分配の観点で再検討する。D. 14.2.10 *pr.* など

を分析して契約条項のパターンを析出し、近世英独仏伊の海商法とも比較して、要求される義務の内容、前払いや文書交付の意味などを解明し、運送人の義務違反に対して貸主訴権、海難や船員の不足などには借主訴権を行使するなど、いずれも *locatio conductio* の枠内で把握可能であると説明する。

* * *

総じて、ローマ世界の法制度の機能について、社会（史）的観点で踏まえ経済活動に注目し論じる特徴がある。ヘルシンキでの研究プロジェクトと 2019 年のセミナーが母体とのことであり、本書刊行後に国際学会 SIHDA が同地で開催され、本書寄稿者も多く参加していたことが想起され、今後の学界を主導するものとも思われる。

3. [2]は、[1]の編者による単著である。エピグラフに、F.ブローデルを引いて、「意識の枠組みもまた長期持続の鳥籠である」と掲げる。海上消費貸借契約は、元利返済義務を「無事の航行 *salva nave*」に限定する点に特徴があるとし、保険の要素を見出す。

一方では、古代地中海世界の経済システムに注目し、アテナイ、ローマ（共和政、帝政）に共通の制度枠組みを提示する。

他方で、古代法と商業との密接な関連を論証すべく、運送や倉庫賃貸借といった契約との連携を論究し、長期持続を見出す。

そのため、ロドス、シラクサ、カルタゴ、エジプトも視野に、紛争解決、海上消費貸借を巡る法文化、利息制限といった側面から財務の枠組みに迫る。

即ち、第 1 章「海上消費貸借」では、証拠となる史料、Dem. 35.10-13; D. 45.1.122.1 (*Scaev. 28 dig.*)を紹介・分析し、その構造（旅程、金額、利潤）を分析する。債権回収方法や（TPSulp. 78 を分析し）

複数の相互に関連付けられた契約を検討して、「無事の航行」、期限や事変、担保や違約罰の実際が示される。

第 2 章では、長距離交易との関係性が論じられ、海上消費貸借の起源、前 5-4 世紀アテナイの実相、債権の「市場」、ローマ側での海上融資の意義が語られる。

第 3 章は商業実務と紛争解決を論じ、リスク管理、アテナイでの契約文書、証人、債務者への監視、担保、紛争処理方法として交渉、仲裁、訴訟を検討する。またローマに目を転じ、(D. 22.2. 6 (Paul. 25 quaest.))などを分析して) 上記の論点を詳述する。特に抗弁の種類に注目し、悪意、強迫、不訴求合意、金銭不受領、法律・元老院議決違反、宣誓、既判物、といった具体例を挙げ、審判人手続に進んだ場面を個別に紹介する。

第 4 章は海上消費貸借の解釈を巡り、Dem. 56 などを根拠にアテナイの実例に迫る。ローマについては共に Ulp. 77 ad ed. に由来する D. 50.17.161; D. 22.2.8 を分析し原則を論じ、D. 44.7.23 (Afr. 7 quaest.) など多数の法文史料から実例を示し、勅法として C. 4.33.4 を挙げ契約条件の解釈技法を検討する。

第 5 章は金融用語と利息制限を扱い、ギリシャ世界の基本概念から説き起こす。次いでローマでの利息制限について、D. 22.2.1 (Mod. 10 pand.) など法文史料を根拠にリスク分配を論じ、D. 3.5.12 (Paul. 9 ad ed.) などから主債務と違約罰に分けて履行期の問題に触れる。

付録として、ローマにおける海上消費貸借金回収方法を巡る学説整理 (I) 及び典拠たる弁論・法文・パピルススの原文 (II) を掲げる。

原著者は、海上消費貸借については、陸上に比べ不確実性が高いため、元本 pecunia traiectica と利子 faenus nauticum とが異なる性質

と捉えられ、この点でローマ人はギリシアから学んだものに独自の展開を加えた、と解している。大いに首肯するところである。

4. 本邦でも、関連論考が陸続と公表されている。宮坂渉「第3章 すべての道はローマに通じる——倉庫を利用した集合流動動産担保の萌芽」金城亜紀・宮坂渉編『担保の歴史経営学』信山社 2024年、クリストフ・クランペ、菅尾暁訳「地中海貿易商カッリマクスの海上消費貸借契約紛争 : D. 45,1,122,1(Scaev. 28 dig.)」本誌 5号 65-112頁 (https://doi.org/10.14989/ARK5_65) を挙げておく。

5. 本稿執筆者には、「市民法」を商人間の法に由来すると捉える方が実態に近い、との直観がある(拙稿「ローマ法と今日との関わり」山川歴史 PRESS, 23 (2024・12), 10-12 参照)。民事法学、西洋古代史学との協働、科研プロジェクト「法と経済のローマ史」は、緒に就いたばかりである。経済を法の外部(独立変数)と位置付けること、翻って法を経済の従属変数と解すること、いずれも真に迫るものとは思われない。同時に、(経済規律を意味する「経済法」なる用語法は措くとして)「経済人」として「合理的」に行動する、という想定も、他の諸要素を捨象する限り、説得力を欠く。

古代ギリシアに関し Emiliano J. Buis, *El juego de la ley. La poética cómica del derecho en las obras tempranas de Aristófanes (427-414 a.C.)* は、情動、共感が共同体の意思決定に重要であったことを示す。

「言語論的転回」「情動論的転回」を経て、交渉、情報開示、評判 fama、政体、その構成員たる「市民」、といった側面を踏まえ、行動経済学的視点を加味して、商事法を検討することは、古代ローマについても、学術的成果をもたらすものと信じている。